

英語教育の改革

望月昭彦

現代語・現代文化学系教授

現代語・現代文化学系所属で外国語センター勤務の英語担当教官の川崎晶子、久保田章、磐崎弘貞氏が前号57号の「特集：大学の語学教育を考える」に寄稿されていたので、同学系同センター勤務の筆者に前号を読んでの感想を書いて欲しいとの依頼があったので、表題について感想を述べる。

大学の英語教育と言う場合、中学校・高校、予備校、会話学校とはどう違うだろうか。中学校・高校は学習指導要領に基づいて行う教育であり、学校教育法、さらには教育基本法に基づいているものである。予備校、会話学校は、年間の授業時数及び就業年数により各種学校、専修学校に分かれ、各々、各種学校規定、専修学校設置基準と言う省令に縛られるが、学校教育法とは異なる。大学の英語教育は、どうか。これは、教育基本法に基づく学校教育法に従い、大学の学則、学群履修規定、さらに学群履修細則に基

づいている。中学・高校とは学校教育法に基づくまでは同じであるが、学習指導要領に縛られないことが異なっていると言える。

磐崎氏は本学1年生に見られる欠けている技能として実際に語彙を連語として使えないことを挙げ会話のコントロール法などいくつかの対策を提示しておられるが、英語担当の教官が参考にすべき事柄である。

久保田氏は本学の1年生の英語教育において学群・学類別、技能別、習熟度別の授業を実施しており、また、項目応答理論に基づく学内検定制度を整えていることを指摘している。共通教育の英語教育において、上智大学、龍谷大学、広島大学などの大学がこれまでの一斉授業から習熟度別授業を開始したことが昨年6月頃に新聞で報道されている。本学はすでに先進的に実施してきているのである。

川崎氏は、英語教育について学内の共通理解を図り、一貫した目的を探り、多様な授業を実施すべきことを提案している。その一つとして学期完結型の授業を挙げているが、実現可能な案として検討を進めるべきだろう。

本学の英語教育については、98年3月の（筑波大学外国語センター外部評価報

告書)及び、2000年2月の(外国語センター問題検討専門委員会報告)で、一般語学としての英語教育が1年次4.5単位だけなされ、一般語学の中の(専門語学)が一部の学類を除いて消滅し、2年次以降4年生までの一般語学としての英語教育がなされていないという制度的な欠陥がある。外国語教育の改革を行うためには、(慶應湘南藤沢キャンパス・外国語教育への挑戦)(三修社)にあるように根底

の(哲学)と実行するための基本コンセプトがしっかりしていなければならないが、本学では外国語センターの制度的な面で困難な問題がある。しかし、2年次以降4年次までの英語教育についてのカリキュラムを作成するというプロジェクトが昨年末から開始された。一筋の光である。大学の上層部が近い将来を見据えて制度として組み入れることを祈る。

(もちづきあきひこ 英語教育学)

